

教育委員会会議提出議案

第13号

福岡県学校教育情報化推進計画について

このことを別案のとおり提出する。

令和5年3月22日

教 育 長

理由

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第1項に規定する都道府県学校教育情報化推進計画として、「福岡県学校教育ICT活用推進方針（小・中学校版、県立学校版）」を位置付けるもの。

小・中学校版

福岡県学校教育 I C T 活用推進方針

～導入期から活用期、そして発展期へ～



令和4年3月

福岡県教育委員会

この方針は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第1項に基づく本県の学校教育情報化推進計画として位置付けるものです。

令和5年3月 日 福岡県教育委員会

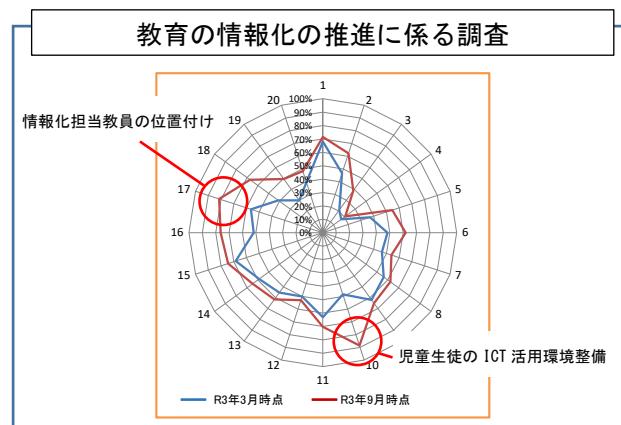
1 『福岡県学校教育ICT活用推進方針』の目的

【福岡県の学校教育ICT化の進捗状況】

学校教育のICT化の重要な過渡期であった、令和2年度後半から令和3年度にかけては、ハード面の整備とソフト面の充実とを両輪として進めて、「GIGAスクール元年」と言われる令和3年度から全ての市町村で一斉にICT活用のスタートが切れるようにすることが最大の課題であった。

令和2年度末までに、各市町村において機材の調達や工事の手配が迅速に進められたことで、児童生徒用のICT活用環境や普通教室における指導用ICT環境等、ICT活用の前提となるハード面の整備は概ね完了した。

令和3年度には、各市町村においてICT化の推進計画の策定や推進体制の整備が進められ、教員研修や実践研究が実施されたこと等により管理職のリーダーシップと学校の情報化のビジョン、情報化担当教員の位置付け、情報化推進組織・校務分掌の整備、校内研修の実施等も着実に進捗しており、ICT活用推進のための基盤となるソフト面も充実した。



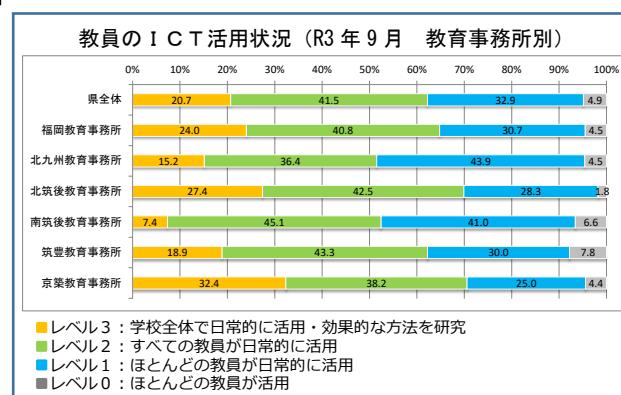
令和3年度ICT活用教員研修の実績
(県教育委員会主催分)

研修名	対象	受講者数 実施回数
ICT活用基礎研修	各小・中学校 義務教育学校 希望者	240名 2回1セット×6
ICT活用中核教員研修	各小・中学校 義務教育学校 情報教育担当者	640名 29回
道徳教育 研究協議会 (情報モラル)	各小・中学校 義務教育学校 道徳教育担当教員	小：436名 中：195名 義：5名
ICT活用 支援リーダー研修	各市町村 推進担当教員	58名 1回
ICT活用 管理職対象研修	各小・中学校 義務教育学校 校長又は教頭	小：436名 中：195名 義：5名

【学校教育ICT化の進捗に伴う課題】

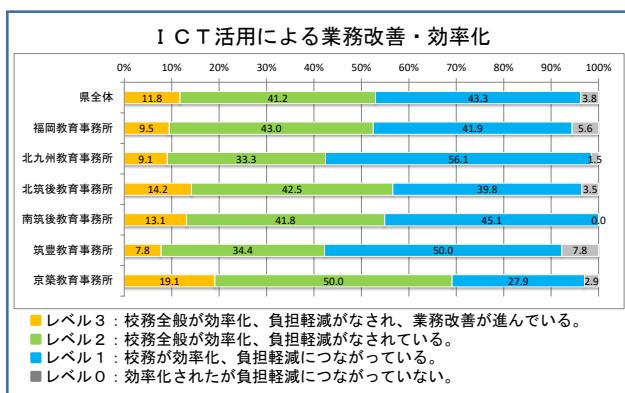
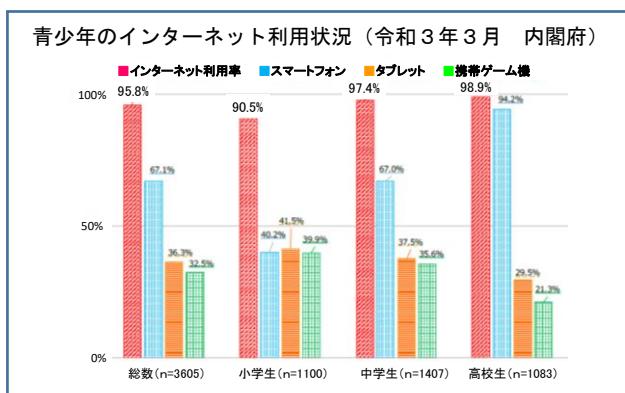
第1の課題は、市町村間・学校間での進捗状況や活用水準の差異である。全ての児童生徒がICT化の恩恵を受けて、教育の機会均等と水準の確保が図られるようにすることが重要であるが、今後ますますICT活用が進んでいく中で、その差異が加速度的に拡大していくことが懸念される。

第2の課題は、ICT活用の資質・能力の着実な育成への寄与である。ICT活用は、学習指導要領において育成を目指す資質・能力を着実に実現するための「道具立て」となるものであり、それ自体が「目的」ではない。また、従来型の教育実践とICT活用とは、対立したり優劣を議論したりするものではなく、相互に補完し合うことが重要となる。



第3の課題は、児童生徒が安心・安全にICT活用できる条件の整備である。学校教育のICT化が加速する以前から、既に児童生徒にとってICT機器やインターネットは身近な存在であり、インターネットやSNSでのトラブルに遭うリスクに曝されていた。今後、学校教育においても社会活動においても、ICT活用が不可欠なものとなるという前提での対応が必要である。

第4の課題は、ICTを活用した学校における働き方改革である。過渡期である現在、ICT化に対応するために教職員の負担が増加してしまっている。教職員の負担の軽減を図り、学校教育を持続可能なものとするためには、業務効率化のためのICT活用を積極的に進めることが重要である。



【『福岡県学校教育ICT活用推進方針』の目的】

『福岡県学校教育ICT活用推進方針』においては、ICT活用による「新しい教育」の姿、「新しい教育」の実現に向けたステップについて、県教育委員会としての基本的認識を明らかにするとともに、学校教育ICT化の諸課題の解決に向けて今後、重要な各事項についての取組内容を提示する。

これらを、ICT活用の導入期から活用期への着実な進捗、そして発展期への飛躍に向けた、今後3年間程度の中期的な対応方針と位置付ける。

なお、基本的認識の部分については、今後の3年間程度は維持できるものと考えられるが、今後の取組内容については、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく推進計画等の国や社会の動向、機器や技術の進歩、本県の進捗状況・課題等に応じて適宜見直しを図る必要があると考える。

2 ICT活用による「新しい教育」の姿

本県が今後3年間程度の間に実現を目指す「新しい教育」の姿とは、ICT活用を「目的」とした教育ではない。新学習指導要領が掲げる資質・能力を育成することを「目的」とし、ICT活用をこの「目的」の実現のための「道具立て」、授業改善に向けた「有効な手段の一つ」とする教育である。

つまり、これまでの教育実践とICT活用とを、教育目的及び児童生徒の実態や発達段階に応じて、1コマの授業、1つの単元、年間の指導計画、小中9年間の教育課程といった各階層の中で適切に組み合わせて、効果的・効率的に学校教育活動を開拓することが、本県の考える「新しい教育」の姿であり、その一日も早い実現を目指すものである。

新学習指導要領とGIGAスクール構想の関係

2030年の社会と子供たちの未来（平成28年12月中央教育審議会答申から抜粋）

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に
Society 5.0
AI IoT robotics SDGs
社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難い時代
変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものに

平成29年、30年、31年学習指導要領

前文 これからの学校には、（略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。



資質・能力の育成



目的

各教科等で育成を目指す資質・能力の育成
・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成等

授業改善

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学び

一體的に充実

学習指導要領 総則 第4 児童（生徒）発達の支援

個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）、協働的な学び

主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びに生かす

GIGA*スクール構想（1人1台端末・高速ネットワーク）（カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられる。）
教育・学習におけるICT活用の特性・強みを生かし、新学習指導要領の趣旨を実現するため重要な役割を果たす。
※Global and Innovation Gateway for Allの略

文部科学省 GIGA StudX 推進チームの講義資料の一部に本県にて一部加筆（赤字部分）

3 「新しい教育」の実現に向けたステップ

【教育・学習におけるICT活用の特性・強み】

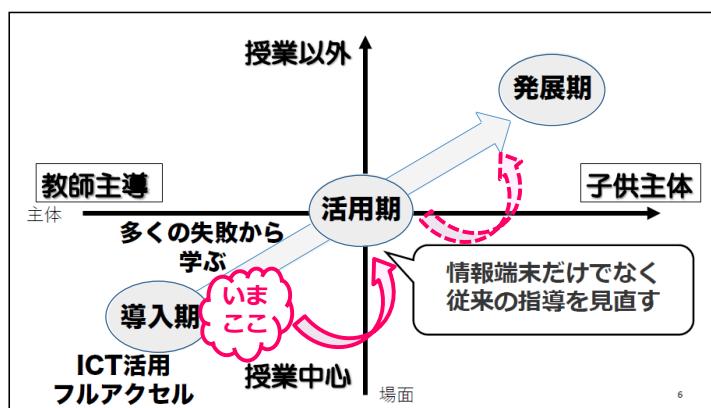
これまでの教育実践とICT活用とを適切に組み合わせた効率的・効果的な学校教育活動を展開するためには、ICT活用の特性・強みを踏まえて、活用する場面や機能を工夫する必要がある。

ICT活用の特性・強みを生かすことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげ、情報活用能力等の従来はなかなか伸ばせなかつた資質・能力の育成や、今までの学習方法では困難さが見られた児童生徒の一部への効果の発揮、今までできなかつた学習活動の実施が可能になると考えられる。

ICT活用の特性・強み	活用する場面・機能の例
①多様で大量の情報の取扱い、容易な試行錯誤	➢ 探究的な学習の過程における活用 ➢ 今までの学習方法では困難さが見られた児童生徒に対する学習指導の際に、ウェブブラウザを活用した多種多様な学習動画、デジタル教材などから児童生徒の興味・関心、特性に応じた活用 ➢ プログラミングにおける試行錯誤の繰り返しなど論理的思考・課題解決
②時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化	➢ 写真・動画の撮影・保存による学習過程の可視化による学習の振り返りや目標設定への反映 ➢ クラス管理ソフトを活用した児童生徒のつまずきや伸びについての教師の見取りなど、「個に応じた指導」の充実
③空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）	➢ ウェブ会議機能、ファイル共有機能等による学校と家庭、他の学校・地域や海外との交流のような距離が離れた場をつないだ学習 ➢ ウェブ会議機能、ファイル共有機能等による他者との意見共有、比較検討、合意形成やアイデアの創出、発表資料等の協働制作

【導入期から活用期、そして発展期へ】

学校教育におけるICT活用の進捗段階を示すモデルとしては、『SAMRモデル』をはじめ様々なものがあるが、これまでの教育実践の一部としてICTを活用する段階からはじまり、ICT活用の特性・強みを生かした活動が広がる段階を経て、教育や指導の在り方 자체を見直す段階「学びのDX」へと進化していくという考え方は、概ね共通している。



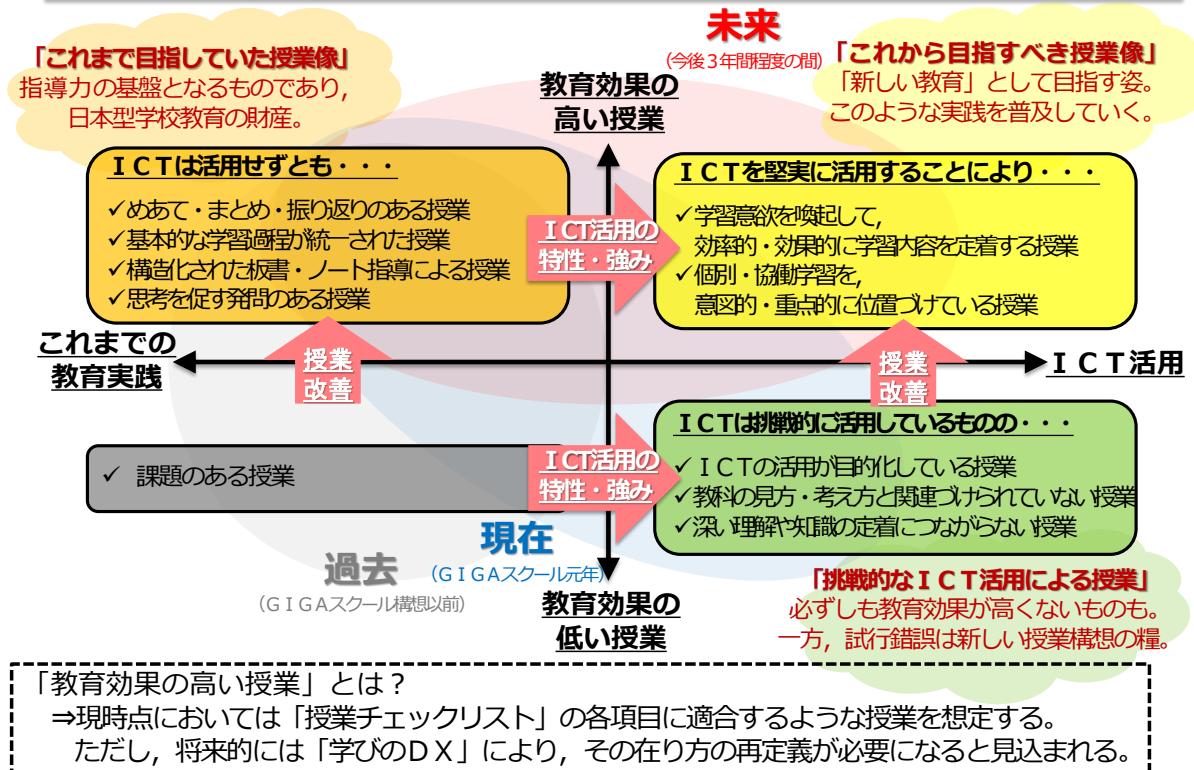
このような「学びのDX」を目指すことは、将来的な目標として重要なことである。しかし、「日本型の学校教育」として高く評価されてきた、これまでの教育実践の蓄積を軽視したり、学習指導の基本を否定したりすることは、本県の目指す「新しい教育」の姿ではない。

導入期である現時点においては、まずは、これまでの教育実践において大切にしてきた効果の高い授業づくりの視点を基盤としつつ、それらを更に充実させるために、ICT活用の特性・強みを生かしていくことが基本となる。

一方、導入期だからこそ、時には挑戦的にICT活用の試行錯誤に取り組み、新しい授業構想の糧となる活用方法やスキルを蓄積していくことも大切である。

これまでの教育実践を基盤とした堅実なICT活用による授業と、これまでには無い挑戦的なICT活用による授業とを、授業者が明確に自覚した上で、意図的に組み合わせて実践していくことで、本県の目指す「新しい教育」の姿として目指すべき授業へと近づいていけるものと考える。

これまでの教育実践とICT活用との適切に組み合わせた「新しい教育」



4 本県の課題解決を通じた「新しい教育」の実現

【進捗状況や活用水準の差異への対応】

本県においては、『学校教育ICT活用推進班』を設置し、ICT活用に知見を有する指導主事を重点的に配置したことで、スキルや役割に応じた複層的な教員研修や、ICT活用に関する先進的な取組の情報収集・発信等を実施してきた。

今後も、スキルや役割に応じた複層的な研修を継続して、ICT活用推進のための基盤づくりを着実に進めるとともに、GIGAスクール構想やICT活用についての最新動向や配慮事項等についての周知徹底を図っていく。

研修の内容としては、ICT機器の導入や活用の立ち上げに関するものから、GIGAスクール構想の趣旨の実現につながるものとなるよう、ICTを効果的・効率的に活用した模擬授業や実践的な校内研修の持ち方についての協議を実施するなど、一層の充実を図っていく。

また、主催者側が対象者を指定する形態の研修に加えて、受講者側である教員自らが関心事項や課題意識に応じて、選択的に受講できる形態の研修を、県教育センターの「キャリアアップ講座」として開催する。

そのほか、若年教員研修などの基本研修において、ICTを活用した授業づくりについての内容を設定し、若年層を中心とした教員が、スキルや使用方法だけではない教育効果の高いICT活用を身に付けられるような支援を充実させるほか、各地区の教科指導の中核となるコア・ティーチャーの実践的指導力向上の取組の中でも、積極的なICTの活用を推奨していく。

加えて、ICTを活用した授業づくり等に関する研修を実施する市町村・学校の求めに応じて、県の「学校教育ICT活用推進班」から、研修講師を派遣する等の支援体制を継続する。

【ICT活用による資質・能力の着実な育成】

県の重点課題研究指定・委嘱事業では、「学びの個別最適化を実現する教育活動（令和2・3・4年度）」と「確かな学力を育む一人一台端末の効果的活用（令和3・4・5年度）」の課題を設定し、6市町村において実践的研究を推進している。

今後も、重点課題研究指定・委嘱事業における実践的研究への支援を継続し、ICT活用の特性・強みを生かした効果的・効率的な指導方法、授業モデル、カリキュラム・マネジメント等について、3年間の研究指定の終了を待たず、途中経過や試行錯誤の経緯を含めて隨時、情報提供していく。

また、令和元・2・3年度の「情報活用能力向上事業」の成果として、『福岡県プログラミング教育授業コンテンツ』を公開するとともに、県教育センター等でのプログラミング教育に関する研修の実施や、校内研修への講師派遣等を継続し、各市町村・各学校でのプログラミング教育の充実を支援する。

さらに、「情報活用能力向上事業」を拡充し、プログラミング教育に加えて、基本的な操作や問題解決・探究における情報活用を習得するための学習活動や、情報活用能力の育成のための体系的なカリキュラム・マネジメントについて、研究指定校において実践的研究を推進する。

併せて、児童生徒の情報活用能力を着実に育成することは、各教科等における主体的・対話的で深い学びへつながるものであると同時に、STEAM教育やPBL教育等の活動を効果的に実践する上での基礎・準備にもなるものとの認識を持つつつ、市町村・学校に対して発展的な実践への挑戦を支援し、促すための情報提供を行っていく。

なお、技術革新やEdTechが目覚ましく進展する中では、ICTや先端技術の活用について知見を持っている民間企業等と連携することが有効である。

特別支援教育におけるICTの活用については、児童生徒の障がいの特性に応じたICTを効果的に活用する授業・指導方法の改善を推進するとともに、研究の継続と研究成果の共有、ICTを活用する人材の育成を図る。

【安心・安全にＩＣＴ活用できる条件の整備】

基本研修や道徳教育研究協議会等における、情報モラル教育に関する研修・研究内容の充実を図り、全ての教職員が自身の情報モラルを高めつつ、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、児童生徒に対して適切に指導できるようになることを目指す。

県教育委員会においては、「情報モラルに関する指導の充実」に係る重点課題研究指定委嘱事業を実施し、児童生徒の情報モラルの育成のために、道徳科、学級活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた情報モラルの指導に関する実践的な研究を通して、情報モラルの効果的な指導方法を究明し、その研究成果を各市町村へ発信する。

また、各市町村教育委員会に情報モラル教育に係る方針を策定するように促すとともに、各学校において、「特別の教科 道徳」や特別活動等を通じて、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を実施し、児童生徒の人権感覚に裏打ちされた情報活用能力の育成がなされるよう取り組む。

さらに、「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施や学校で活用できる教材等に関する情報提供を通じて、各市町村・学校の情報モラル教育の支援を行う。

【ＩＣＴを活用した学校における働き方改革】

若年の教員から学校管理職までが、ＩＣＴの活用による業務の効率化は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と同様に重要であるとの認識を共有することが働き方改革への第一歩であり、基本研修等において徹底していく。

その際、大量の情報を素早く処理できる、時間的・空間的制約を超えて情報の蓄積・共有ができるといったＩＣＴの強みを生かすことが大切である。

「ＩＣＴを活用した学校における働き方改革に関するリーフレット」により、比較的取り組みやすい事例を、実際に取り組んだ教員の感想と併せて紹介することにより、全ての学校においてＩＣＴ活用による業務改善・効率化のよさが実感されるようになることを目指す。

その他、授業準備の効率化や教材研究の促進のためには、教職員用のクラウド環境等を活用して、指導案や教材等を蓄積・共有することが有効と考えられる。県教育庁においても、採択教科書に関わらず汎用的に活用できる学習教材（『未来への〇〇』シリーズ）や動画コンテンツ（『テンスタ』シリーズ）等の継続した作成・提供を行っていく。

県立学校版

福岡県学校教育 ICT 活用推進方針



令和4年4月

福岡県教育委員会

－目次－

1	『福岡県学校教育 ICT 活用推進方針』策定の目的	1
2	県立学校が育成する『人財』	2
3	ICT 活用推進の目的	3
4	情報活用能力の育成	4
5	ICT を活用した授業改善による学びの質の向上	6
6	教員の ICT 活用指導力の向上	9
7	特別支援教育における ICT 活用	11
8	ICT 活用に係る生徒・保護者等の理解の促進	12
9	学校教育 ICT 活用推進体制	13
10	福岡県立学校 ICT 活用推進ロードマップ	15

この方針は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第1項に基づく本県の学校教育情報化推進計画として位置付けるものです。

令和5年3月 日 福岡県教育委員会

1 『福岡県学校教育 ICT 活用推進方針』策定の目的

AI、ビッグデータ、IoT¹、ロボティクス等の先端技術の発展により、Society5.0が到来しつつあります。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、社会のデジタル化・オンライン化が急速に進んでいます。

社会の在り方が、DX²（デジタルトランスフォーメーション）と称されるように劇的に変わりつつある中で、学校教育が従前のままであったり、変革が遅れたりすれば、これから社会にはばたく生徒が「未来社会の創り手」として予測困難な時代をたくましく生き抜くために必要な力を十分に身に付けることが難しくなります。

学校教育は、生徒の社会的自立の基礎となる資質・能力を培い、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てることが使命であり、今後ともこれを果たしていくためには、学校教育を支える基盤的なツールとしてICTを効果的に活用し、学びの質を充実させることが不可欠です。

こうした認識の下、全国の学校ではICT活用が強力に推進されています。全国学力・学習状況調査のCBT化が一部の学校で試行されており、また、必履修化された「情報I」は今年度入学した高校1年生が大学受験する際の受験科目になります。こうした中、本県の学校教育がICT化で後れをとつて生徒が不利益を被ることがあってはならず、県立学校におけるICT活用推進による教育の質の向上は「待ったなし」の状況です。さらに、ICT活用は、その特性を生かして、学校外の多様な教育資源の活用による県立学校の特色化・活性化などの面においても、その可能性を広げるものです。

このため、県教育委員会として、令和4年度から3年間のICT活用推進の方向性について全ての県立学校と認識を共有し、学校教育のあらゆる場面でICT活用が円滑かつ着実に推進されるよう本方針を策定するものです。

県教育委員会では、次に掲げるICT活用の姿を見据えて、本方針により、ICT活用推進に向けた取組を強力に進めています。

【本方針で目指す県立学校におけるICT活用の姿】

- 令和4年度中に1人1台学習者用タブレット型端末³の整備を完了し、整備された端末を活用して、令和5年度前半までに「生徒が授業でICTを日常的に活用する」姿を実現します。
- 令和5年度中に「生徒がインターネットを介した意見共有・情報交換を通じて生徒同士の学び合いを促進し、授業外でもICTを活用した学びを深める」姿を実現します。
- 令和6年度中に「時間や空間の縛りに捕らわれず、生徒が主体的に学ぶ」姿を実現します。

¹ Internet of Things の略。あらゆるもののがインターネットに接続されること。

² Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をあらゆる面でより良いものに変革させること。

³ 以下、1人1台端末と表記する場合は、1人1台学習者用タブレット型端末を意味します。

2 県立学校が育成する『人財』

本県の教育大綱では、福岡県の未来への扉を開くために、世界を視野に未来を見据えた「次代を担う『人財』の育成」を掲げています。未来社会の創り手としての『人財』には、OECD（経済開発機構）が示す下図の3つの「変革をもたらすコンピテンシー」といった世界標準のコンピテンシーが求められています。

県立学校では、高校卒業段階までに、こうした世界標準のコンピテンシーを獲得する基盤として、『5C』（クリティカル・シンキング、クリエイティブ・シンキング、コミュニケーション、コラボレーション、コントリビューション）を身に付けた『人財』育成を図ります。

【OECD ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030】



5C

【福岡県立学校が生徒に身に付けさせる資質・能力】

《思考力・判断力・表現力等に関するもの》

Critical thinking（クリティカル・シンキング）…情報を客観的かつ分析的に精査し吟味する力

Creative thinking（クリエイティブ・シンキング）…学んだ知識や考えを生かし新たに創造する力

《学びに向かう力、人間性等に関するもの》

Communication（コミュニケーション）…他者を尊重し議論する力

Collaboration（コラボレーション）…対話や協働を通じてアイデアを共有し、納得解を生み出す力

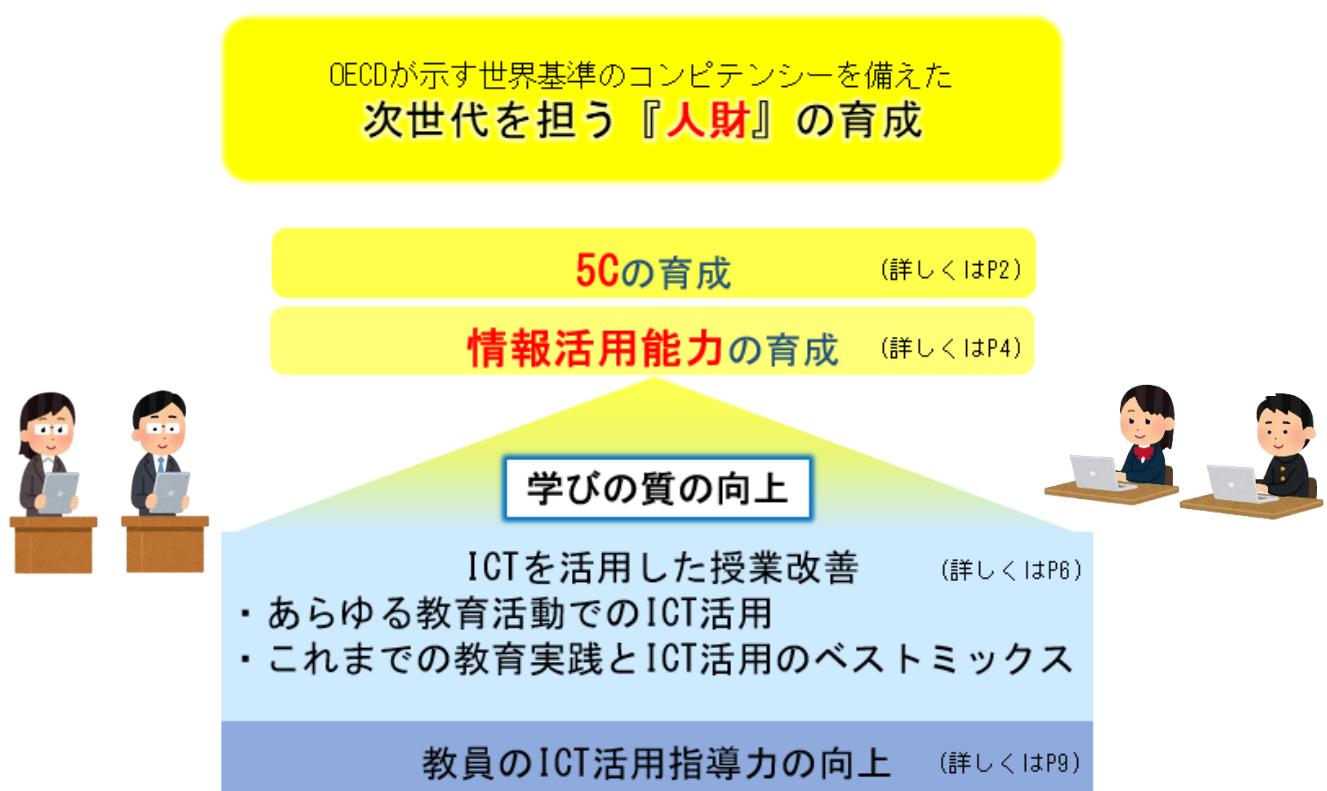
Contribution（コントリビューション）…持続可能な社会の作り手となるために貢献していく力

3 ICT 活用推進の目的

5C を身に付けさせる『人財』育成は、生徒を自立した学習者として育成していく中において、各教科での指導をはじめ、学校のあらゆる場面で生徒主体の教育活動を通して実現させるものです。

しかし、ICT はその実現を図るために活用を推進させるもので、教育活動において ICT を活用することは目的ではありません。あくまでも ICT はツールであり、ICT を効果的に活用することで主体的・対話的で深い学びによる「授業改善」を図り、生徒自身が自ら判断してデジタル社会を生き抜くことができる「情報活用能力⁴を育成」していくことが ICT 活用推進の目的です。

＜次世代を担う『人財』育成のイメージ＞



⁴ 学習指導要領では、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて、情報を収集・整理・比較したり、受け手の状況を踏まえて発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものとされています。

4 情報活用能力の育成

(1) デジタル社会を生き抜く情報活用能力

生徒が自立した学習者として、ICTを適切に活用してデジタル社会を生き抜く力を養うには、必要な情報を収集・整理・比較し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する力、更にはICTの基本的な操作スキルや、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力も含む情報活用能力の育成が必要です。

これらの資質・能力は、各教科等における学習活動を通じて育成されるものであり、ICTを活用することでより効果的に伸ばすことができます。特に、プログラミングやネットワーク（情報セキュリティを含む）、データベースの基礎等に関する学習を行う「情報I」が令和4年度から共通必履修科目となり、情報活用能力の一層の育成を図ることとなります。

(2) 人権感覚に裏打ちされた情報活用能力の育成

ICT活用によるインターネットを介した学習活動等において、生徒がインターネット上の差別的な表現や、差別を助長する誤った情報に触れた際に⁵、様々な情報の真偽を主体的に判断し、適切に行動できるようにするための基本となる人権に関する知的的理解と人権感覚を培うことが求められます。

そのため、教職員自身がインターネットに関する人権問題への理解を深め、生徒に適切に指導できるよう基本研修等の充実を図ります。

さらに、学校の教育活動全体を通じて、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を実施し、人権感覚に裏打ちされた情報活用能力の育成に取り組みます。

(3) デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた情報活用能力の育成

現状では、青少年の97.7%以上がインターネットを利用していますが、インターネット上には真偽や根拠が定かでない情報があふれているほか、インターネット上で触れる情報は、アルゴリズムにより多様性を欠いた自分の好む情報に偏り、他の情報から隔離される「フィルターバブル現象」に陥りやすい危険性をはらんでいます。このような中、学校教育では、生徒の安全面を重視するため、情報モラル教育がリスク・マネジメントに偏りがちであるという指摘があります。

一方で、令和4年度から民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなり、自ら考え積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつあります。

こうした背景を踏まえ、生徒には自身の意思と選択によりトラブルを回避したり対応したりする力を身に付けさせるだけでなく、急速な社会のデジタル化が進む中、デジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力、更には、

⁵ 具体的な事例として、インターネット上の特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、部落差別（同和問題）に関して同和地区の所在地情報を流布したり、その居住者や出身者を誹謗中傷したりするといった書き込みが継続的に確認されています。

自らの意思で積極的にデジタル社会と関わっていく能力とスキルを身に付けさせる「デジタル・シティズンシップ⁶」の観点を踏まえた教育が求められています。

しかしながら、その具体的な指導に係る教育手法が確立されておらず、コンテンツも十分ではありません。今後、県教育委員会は、デジタル・シティズンシップ教育を研究し、各学校へ好事例を紹介することで、これまでの情報モラル教育の取組を土台としてデジタル・シティズンシップ教育の推進を図ります。

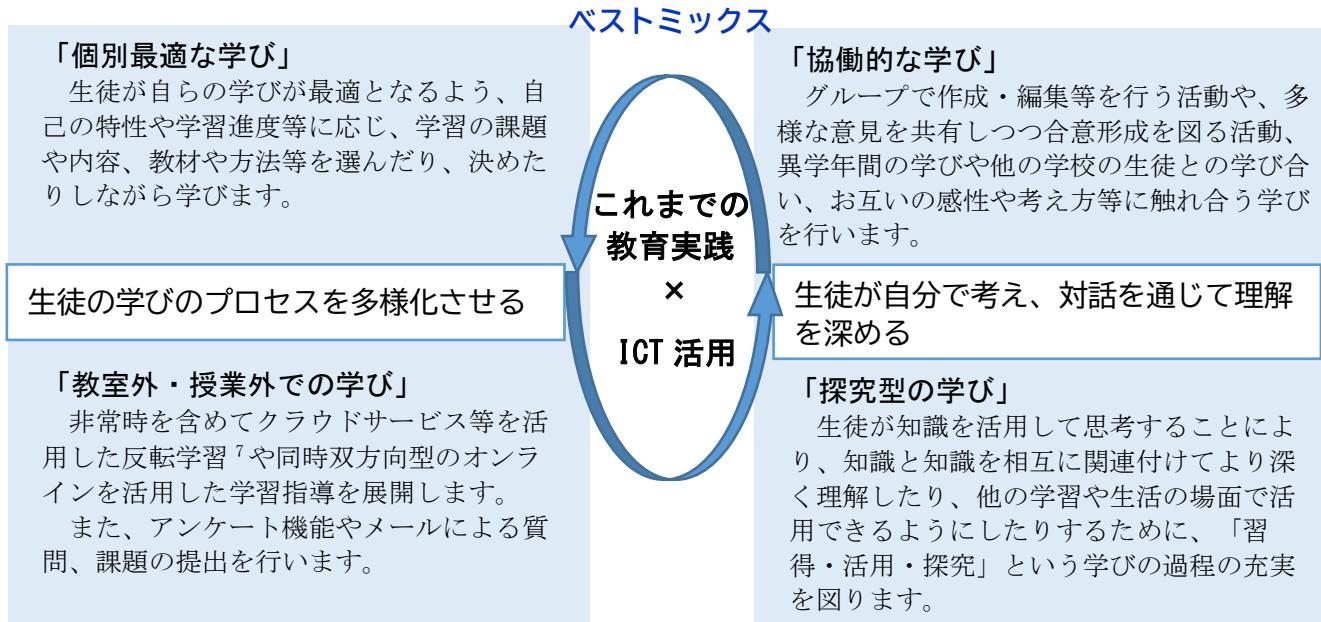
⁶ 内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」教育・人材育成ワーキンググループ第6回（令和4年2月9日）で、学校でのデジタル・シティズンシップ教育の充実の方向性が確認されています。

教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方」では、「これから社会を生きる子供たちを育むため、各学校においては、個人と社会全体のウェルビーイングの実現を念頭に置きつつ、学習者主体の視点を強く意識した教育活動を展開していくことが重要です。そのためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを通して、児童生徒の主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を実現できるよう、教師が授業の改善をしていくことが必要です」「こうした学びを進めていくためには、ICTの活用が効果的であり、デジタル・シティズンシップの考え方方が重要です」と示されています。

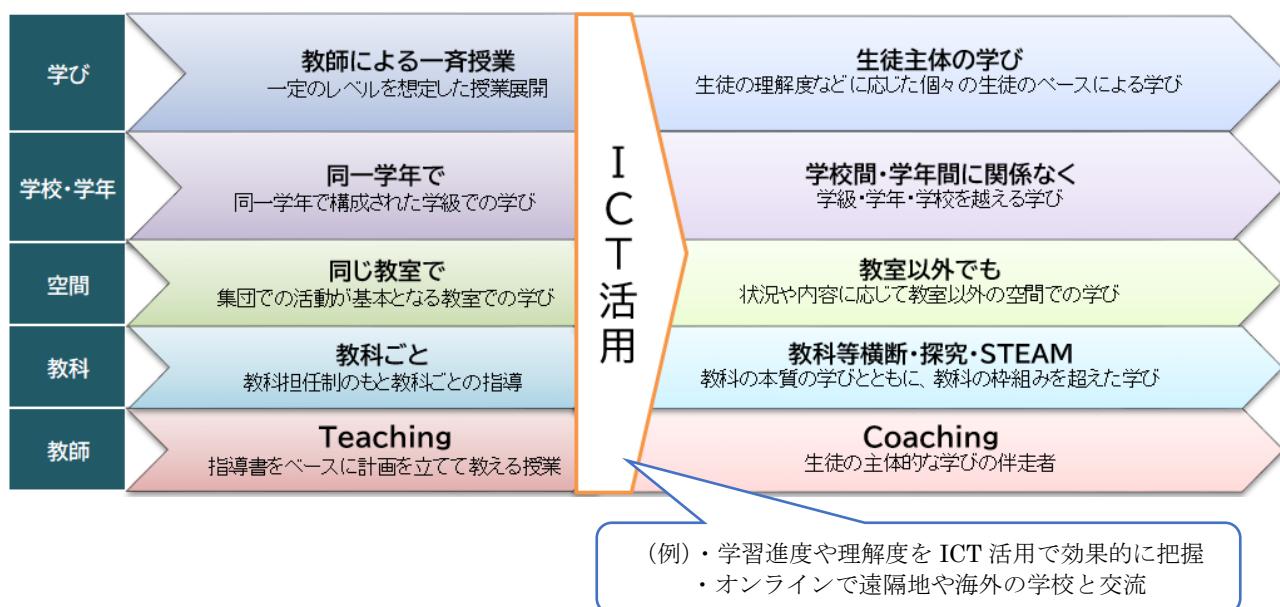
5 ICTを活用した授業改善による学びの質の向上

(1) ICTを活用した授業改善の姿

ICTを活用することで、多様で大量の情報に触れることができるようになり、更にそれを整理・分析したものを、時間や距離を問わずに、音声・画像・データとして蓄積し、瞬時に共有することが可能になります。こうしたICTの特性を生かし、これまでの優れた教育実践とICT活用のベストミックスを図ることにより、生徒の特性や学習進度などに応じ、教材や指導方法を柔軟に提供することで実現する「個別最適な学び」や、他者と考えを即時に共有し、多様な意見に触れ知識の再構成を行う「協働的な学び」、更には「教室外・授業外での学び」や「探究型の学び」へと発展できるよう授業改善を行い、生徒の学びの質を向上させます。



【授業改善による授業デザインの変容】



⁷ 従来、教室で行われていた「知識伝授」の要素を動画等で生徒が自宅で学習し、自宅で宿題を通して行われていた「知識の咀嚼」の要素を教室で行う学習形態。

(2) 授業改善のための教材支援

県教育委員会では、各県立学校の授業で実際に使用された ICT 教材を校務用ネットワーク上で共有し、全ての県立学校の教員が利用できるようにすることで、ICT の利点を生かし、各学校の授業改善や授業準備の効率化等を図っています。

授業で実際に使用された ICT 教材を、そのまま活用でき、必要に応じて修正して活用することもできます。また、各教科の様々な単元の教材を比較し、参考にすることで、新たな授業の切り口を見付けることができる等、教材研究の一助となることも期待できます。

今後も、このような教材支援の継続・充実を図っていきます。

(3) ICT 活用推進のステップ

ア SAMR (セイマー) モデル⁸を尺度とした ICT 活用

SAMR モデルを尺度として ICT 活用を捉えたとき、全ての県立学校で、令和 5 年度前半までに Augmentation (増強) 段階、令和 5 年度までに Modification (変容) 段階、また、令和 6 年度までに Redefinition (再定義) の段階に進めていきます。

	S Substitution 代替	A Augmentation 増強	M Modification 変容	R Redefinition 再定義
特徴	アナログからデジタルへの代替(※学びにおいての変化はない)	インターネットを介した個と個の意見共有や情報交換	インターネットを介したグループでの意見共有や情報交換	個別またはグループで、授業という時間的な縛りや教室・学年という空間的な縛りに捉われない学び
各段階の実現時期の目標	令和5年度前半までに全県立学校で実施			
	令和5年度までに全県立学校で実施			
	令和6年度までに全県立学校*で実施			

* 特別支援学校においては、児童生徒の発達段階や障がいの状況等に応じて実施

イ SAMR モデルの各段階の日常的な学びの姿

(ア) Substitution (代替) の段階

- 教材が紙から PDF ファイルなどの電子媒体に置き換わる（代替される）
- 大型提示装置（又は黒板と併用）により教材が提示される
- 生徒は 1 人 1 台端末を、教員から指示された場面のみ使用する

(イ) Augmentation (増強) の段階

- 教員はクラウド上に課題を配信し、生徒が自分の考えを入力して回答するなど、インターネットを介してやり取りがなされる
- 教員は生徒へ教材や情報を事前に配信し、授業では演習・協議等理解を深めるといった反転授業を行う
- 生徒は 1 人 1 台端末を、教員から特に指示を受けることなく、授業及び授業以外の時間に必要に応じて自由に使用する

⁸ 学校現場における ICT 活用レベルを示すものとしてルーベン・ブエンテデューラ博士が考案したモデルで、ICT 環境ごとにどのような学習が可能になるかその影響度を測る尺度。

(ウ) **Modification** (変容) の段階

- ・生徒は授業で示された課題について、インターネットを介して意見の共有や情報交換をグループで行い、教員は生徒同士の学び合いを促す
- ・生徒は、授業及び授業以外の時間に1人1台端末を自由に用いて、目的や場面に応じて最適なソフトウェアを使い分け、情報の収集や編集を行い、グループで共有する

(エ) **Redefinition** (再定義) の段階

- ・生徒が総合的な探究の時間や課題研究の授業などで、個別またはグループで主体的に定めたテーマについて、授業という時間的な縛りや教室・学年という空間的な縛りに捉われずに学ぶ
- ・生徒は活動に応じた最適な端末とソフトウェアを自ら選択して活用し、探究したテーマの結果を公開し、幅広くコメントを集めなどして評価を受け、次の学びの改善につなげる

6 教員の ICT 活用指導力の向上

ICT を活用した授業改善を実現するには、その前提となる教員の ICT 活用指導力の向上が成否の鍵を握ります。

取り分け 1 人 1 台端末の活用においては、教員間で、機械操作に対する知識や経験不足、また授業におけるソフトウェアを活用した指導の経験不足から、機械操作の技能面、ソフトウェアを活用した授業の指導面で格差が懸念されます。

そこで、こうした ICT 活用における技能面、指導面の教員間格差が生じないよう、教員の ICT 活用指導力の指標を定め、その指標に基づく教員研修の充実を図ります。

ア ICT 活用指導力の把握

県立学校では、文部科学省が策定した「教員の ICT 活用指導力のチェックリスト」⁹ の 4 つの項目（A：教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力、B：授業に ICT を活用して指導する能力、C：児童生徒の ICT 活用を指導する能力、D：情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）に下表の指標を新たに加え、これに基づき教員の ICT 活用指導力を把握していきます。特に、県立高校及び中等教育学校後期課程の教員は、全ての項目について「できる」または「ややできる」の割合が、100%となるよう指導力の向上を図ります。

<令和 4 年度中に 100%>

- 機器の管理と基本操作について指導ができる
- ウェブ会議システムを利用して同時双方向型の学習指導ができる
- 県配備のアカウントで課題を配信・回収し、評価できる

<令和 5 年度中に 100%>

- 動画等の教材を作成し、クラウドにアップロードして共有できる
- アンケートや小テスト等をオンラインで実施し、授業や評価に活用できる
- タブレットを活用した資料作成の指導ができる
- タブレットを活用した協働学習の指導ができる
- タブレットを活用した発表の指導ができる

⁹ P17,18 参照

イ ICT 活用に係る教員研修の充実

全ての県立学校で、1人1台端末を「学びの道具」として効果的に活用した授業改善により、生徒の学びの質を向上させ、情報活用能力の育成を推進すべく、教員のICT活用指導力の向上を図るため、求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修を実施します。

研修名	対象	目的
管理職 ICT 研修	校長	ICT 活用推進の全体統括
	副校長・教頭	校内の ICT 活用推進体制づくり
情報関係担当者研修	教育の情報化推進主任 ネットワーク管理者	校内の ICT 活用研修の企画・運営
タブレット活用校内研修	全教員	タブレットを活用した事例別研修
教育課程研究集会	全教員	ICT を効果的に活用した授業実践例の共有
若年教員研修（ICT 関係）	採用1～3年目教員	ICT を効果的に活用した授業研修
	採用1年目教員	ICT を効果的に活用した研究授業・研究協議

7 特別支援教育における ICT 活用

障がいのある児童生徒の障がいの状態や特性、それに伴う「学びにくさ」は多様かつ個人差が大きく、障がいのない児童生徒以上に、「個別最適化した学び」つまり「特別な支援」が必要です。身体の障がいによる学習上の困難さに対しては、障がいの特性に応じた ICT 機器や補助具の活用が必要であり、知的障がいや発達障がいによる「学びにくさ」やコミュニケーションの困難さに対しては、理解や意思表示を支援するための ICT 機器の活用が有用です。

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、きめ細かに支援し、高度な学びの機会を提供していくには、以下の 2 つの視点が重要となります。また、各教科の指導計画の作成に当たっては、ICT を活用して、指導方法を工夫することや、指導効果を高めることが重要です。

障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICT を活用

*自立活動の視点であり、特別な支援が必要な児童生徒に特化した視点。

*各教科及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施。

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために ICT を活用

*教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障がいの有無や学校種を超えた共通の視点。

*各教科等の授業において、他の児童生徒と同様に実施。

県教育委員会では、児童生徒の障がいの状態や特性等に応じ、ICT を効果的に活用する授業の在り方について研究を継続し、研究成果の共有や ICT を活用した授業の好事例を収集・提供して、ICT 活用の推進を図ります。

また、訪問教育対象の児童生徒及び医療的ケア等により毎日の登校が困難な児童生徒に対して、ICT を活用したオンライン学習による学習機会を拡充します。さらに、特別支援学校高等部における ICT を活用した就職支援に取り組みます。

【障がいの特性に応じた ICT 機器や補助具の活用の在り方】

視覚障がいのある児童生徒に対しては、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるよう視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用をすること。

聴覚障がいのある児童生徒に対しては、視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用すること。

知的障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークを有効に活用すること。

肢体不自由のある児童生徒に対しては、身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助の手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用すること。

病弱のある児童生徒に対しては、身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や出入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用すること。

発達障がいのある児童生徒に対しては、コンピュータ等の情報機器を活用し、学習意欲を引き出したり、集中力を高めたりするとともに、認知処理に偏りのある児童生徒の場合は、その偏りや苦手さを補ったり、得意な処理をより伸ばしたりすること。

8 ICT 活用に係る生徒・保護者等の理解の促進

文部科学省は「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和 3 年 3 月）において、1 人 1 台端末の利用に当たり、保護者等との間で確認・共有しておくことが望ましいポイントを示しました。

これを踏まえ、各学校では、「ICT 活用の手引」を作成するなどして、県配備の 1 人 1 台端末の管理の在り方や適切な使い方をあらかじめ生徒や保護者等と共有し、協力を得ながら ICT 活用を進める必要があります。その際、次の点を内容に盛り込むこととします。

- 生徒が使用するアカウントについて、生徒に対し、取扱いに関する注意点を資料などで分かりやすく説明し、その適切な管理について指導
- 生徒の健康面（目の健康に関する事項、使用時間等）に配慮した活用について留意するとともに、自己管理ができるよう指導
- 学習者用端末等を生徒に貸与するルールを作成し、機器の故障等に対応するための対応手順等を、生徒・保護者等と共有
- 生徒に対する授業アンケートに ICT 活用に係る質問を設けるなどして、ICT 活用の効果を検証
- 保護者等に対して、人権感覚を踏まえた情報活用能力の育成について理解促進
- クラウドやネットワークのトラブル等不測の事態を想定し、円滑に教育活動が行われるよう対応策を講じて活用することを保護者等に周知

9 学校教育 ICT 活用推進体制

(1) 県教育委員会の推進体制

本県においては、学校教育 ICT 化を迅速かつ円滑に推進するため、『福岡県教育委員会学校 ICT 化推進本部』及び『学校教育 ICT 活用推進班』を設置しています。

また、令和 4 年 4 月から新たに高校教育課に ICT 教育推進室を設置し、主に県立高校での ICT 活用推進の強化を図ります。

福岡県教育委員会学校 ICT 化推進本部

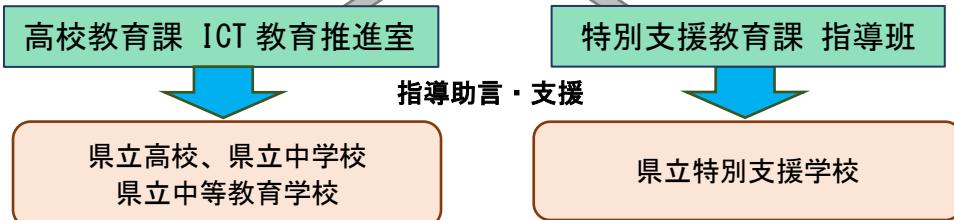
本県公立学校教育の ICT 化を迅速かつ円滑に推進するため、本方針に基づく施策・取組の推進・調整・フォローアップ等の取組を行う。

(構成) ○本部長 副教育長 ○副本部長 教育総務部長、教育振興部長
○本部員 総務企画課長、施設課長、高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長、人権・同和教育課長、福岡県教育センター担当部長

学校教育 ICT 活用推進班

本県の学校教育における ICT 活用を着実に推進するため、庁内関係所属の連携の緊密化を図る。

(構成) 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課、各教育事務所、教育センターの各担当指導主事



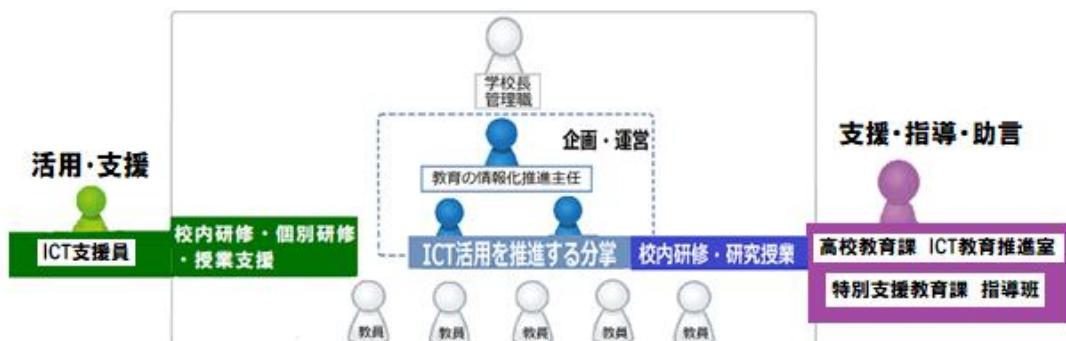
(2) ICT 環境の整備・充実

県教育委員会では、ICT 環境を次のように充実させていきます。

- ・1人1台の学習者用端末、教員用端末の配備
- ・高速かつ安定した校内通信環境の整備
- ・学習者用端末を安全に使用するためのセキュリティ対応
- ・情報通信技術支援員（以下「ICT 支援員」という。）の配置

(3) 各学校での ICT 推進体制

県立学校では教育の情報化推進主任を全校に配置し、ICT 活用を推進する校内分掌が組織されています。この分掌が中心となって、令和 4 年度から、全教員に対して 1 人 1 台端末の活用研修を定期的に実施し、円滑に ICT 活用を進めます。その際、ICT 支援員を活用し、必要に応じて指導主事を各学校に派遣するなどして ICT を効果的に活用できるよう支援・指導・助言を行います。



また、各学校においては、ICT 活用推進のための分掌組織を整備し、次の体制づくり等に取り組むことで、校内の ICT 活用推進体制を充実させます。

- ① 教育の情報化推進主任をチーフとし、校内の ICT 活用の取組や研修の企画・立案を担当する校務分掌を設けること
- ② 校務分掌については、教務課や進路指導課と同等の課又は分掌や教科を横断する委員会組織として位置付けること
- ③ 県教育委員会が示す指標を基に、着実に教員の ICT 活用指導力の向上が図られるよう取り組むこと
- ④ 全教員対象の ICT 活用指導力向上のための校内研修

【高等学校・中等教育学校後期課程】

学期ごと(年間 3 回以上)に計画し、「年間の研修計画表」に明記すること

なお、令和 4 年度は、校内研修のうち少なくとも 1 回以上は「タブレットの授業活用」をテーマにした研修を 8 月末までに実施すること

【特別支援学校】

「ICT 活用推進全体計画書」に明記し、年間を通じて計画的に実施すること

- ⑤ 校内研修以外にも、ICT 支援員を積極的に活用して、タブレットの機器操作等の習熟度に合わせた研修を、個別又はグループで実施すること

10 福岡県立学校 ICT 活用推進ロードマップ

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
教育課程				新学習指導要領の実施により「情報 I (主な内容:プログラミング)」が必須化
ネットワーク回線 (通信環境)		最大 1 Gbps		最大 3 Gbps
タブレット型端末			1人1台端末 整備	1人1台端末 活用
学習支援環境				「情報 I 」プログラミング実習システム導入・活用
情報活用能力				デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた情報活用能力の研究・実践 情報活用能力の育成
指導・支援体制			基礎・基本研修 ・ICT 活用研修 ・管理職研修	・管理職ICT研修 ・タブレット活用校内研修 ・若年教員研修(ICT関係) ・情報関係担当者研修 ・教育課程研究集会 高校教育課・特別支援教育課による各学校への支援・指導・助言
ICT活用に係る技術面での支援				
教員のICT活用指導力			「教員のICT活用指導力のチェックリスト」 (文部科学省策定)での把握	県が新たに目標を加えた「教員のICT活用指導力」による把握・研修の充実
SAMR モデルによる 1人1台端末活用の進捗				Augmentation段階の実施(全校) Modification段階の実施(全校) Redefinition段階の実施(全校)

<ICTを活用した働き方改革>

○校務の情報化

県立学校では、全校でデータ共有ができる校務用ネットワークが整備されており、平成29年度から学校ポータルサイトにより、校内のスケジュール共有、施設予約、校内職員への連絡機能を活用できるようにしています。

また、令和3年度から、統合型校務支援システムを県立学校に導入しており、生徒の出席情報、成績情報、通知表、進路情報等を一元化することにより、教員の業務負担の軽減を図っています。

○研修におけるICT活用

講義形式のみの研修については、講義動画を視聴するなどオンラインを活用した研修形態を取り入れ、従来の研修の質を落とすことなく受講者の移動時間を軽減することで、学校での業務時間の確保を図っています。

今後も講義形式のみの研修については、可能な限りクラウドを利用するなどして、受講者が学校からの移動を必要としない形態の研修を充実させていきます。

【教員のＩＣＴ活用指導力のチェックリスト】

※A～D：学校における教育の情報化の実態調査（文部科学省）

ＩＣＴ環境が整備されていることを前提として、以下のA－1からE－8の24項目について、右欄の4段階でチェックしてください。

平成30年6月改訂

4 で き る	3 や で き る	2 あ ま り で き な い	1 で き な い
------------------	-----------------------	--------------------------------------	-----------------------

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにＩＣＴを活用する能力

A－1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。

--	--	--	--

A－2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。

--	--	--	--

A－3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。

--	--	--	--

A－4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。

--	--	--	--

B 授業にＩＣＴを活用して指導する能力

B－1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。

--	--	--	--

B－2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。

--	--	--	--

B－3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。

--	--	--	--

B－4 グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。

--	--	--	--

C 児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力

C－1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるよう指導する。

--	--	--	--

C－2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。

--	--	--	--

C－3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるよう指導する。

--	--	--	--

C－4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。

--	--	--	--

D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

D – 1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。

--	--	--	--

D – 2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。

--	--	--	--

D – 3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。

--	--	--	--

D – 4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

--	--	--	--

E : 本県設定の指標**E 教員のICT活用技術**

E – 1 機器の管理と基本操作について指導ができる。

--	--	--	--

E – 2 ウェブ会議システムを利用して同時双方向型の学習指導ができる。

--	--	--	--

E – 3 県配備のアカウントで課題を配信・回収し、評価できる。

--	--	--	--

E – 4 動画等の教材を作成し、クラウドにアップロードして共有できる。

--	--	--	--

E – 5 アンケートや小テスト等をオンラインで実施し、授業や評価に活用できる。

--	--	--	--

E – 6 タブレットを活用した資料作成の指導ができる。

--	--	--	--

E – 7 タブレットを活用した協働学習の指導ができる。

--	--	--	--

E – 8 タブレットを活用した発表の指導ができる。

--	--	--	--

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）（抜粋）

（都道府県学校教育情報化推進計画等）

第9条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

学校教育情報化推進計画の概要

- 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年6月）に基づき、令和4年12月26日に文部科学省が策定した計画
- 同法で努力義務とされる、各自治体における推進計画の策定に当たっての参考となるもの

第1部 我が国における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 学校教育の情報化の現状と課題
2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針 …次の4視点から整理
 - ①児童生徒の資質・能力の育成、②教員の指導力向上と人材確保、③ICT環境の整備、④学校の働き方改革と組織・推進体制の観点から整理
3. 計画期間 … 今後5年間に取り組むべき施策の方向性（策定3年後を目途に見直し）
4. 学校教育の情報化に関する目標
5. 基本的な方針を実現するため特に留意すべき視点 … 国／地方自治体／学校の役割分担と連携等

第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論）

1. 基本的な方針を実現するための施策 … 基本方針4項目（①児童生徒、②教職員、③環境、④体制・校務）を各論の柱立てとして施策を整理等

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ①ICTの効果的な利活用の推進
- ②情報活用能力の育成
- ③健康面への配慮
- ④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ⑤障害のある児童生徒の教育環境の整備
- ⑥相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ⑦日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

- ①学校の教職員の資質の向上
- ②人材の確保等

(3) ICTを活用するための環境の整備

- ①学校におけるICT活用のための環境の整備
- ②教育データの利活用、教育DXの推進
- ③デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し
- ④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等
- ⑤著作権への理解

(4) ICT推進体制の整備と校務の改善

- ①学習の継続的な支援等のための体制の整備
- ②情報化による校務効率化

2. 施策の遂行に当たつて特に留意すべき視点 … 各施策に共通して留意すべき事項を記載